

# 各県教育委員会・協議会の保幼小接続に関する手引きの比較分析

## —東海四県の実践状況に着目して—

Analysis of the guidelines on institutional cooperation between elementary, kindergarten and nursery schools established by the Board of education and school management council  
— Comparing the implementations of four prefectures in Tokai region —

杉山 実加<sup>1</sup>, 塚本 伸一<sup>2</sup>

<sup>1</sup>名古屋女子大学短期大学部, <sup>2</sup>東海大学付属静岡翔洋小学校

Mika Sugiyama<sup>1</sup>, and Shinichi Tsukamoto<sup>2</sup>

<sup>1</sup>College of Nagoya Women's University

3-40, Shioji-cho, Mizuho-ku, Nagoya, Japan 467-8610

<sup>2</sup>Tokai University Shizuoka-Shoyo Elementary School

3-20-1, Orido, Shimizu-ku, Shizuoka, Japan 424-0902

キーワード：保幼小接続, カリキュラム, 教育委員会

Key words : Institutional cooperation between elementary, kindergarten and nursery schools, Curriculum, Board of Education

### 抄録

本研究の目的は、愛知・静岡・三重・岐阜の東海四県で作成されている保幼小接続に関するカリキュラム作成等の手引きにおいて、どの程度、国立教育政策研究所の見解が反映されているのか、さらには、地域の実態が考慮されているのかを明らかにするものである。本研究では、先行研究の知見を踏まえながら、カリキュラムの構成、接続期の時期、カリキュラム内容の一部の検討を行った。

その結果、国立教育政策研究所が接続期全体を見通したカリキュラムを提示していないことから、各県の動向は、①接続期の子どもの姿や実践具体例のみを提示、②県のスタンダードとして接続期カリキュラムを提示、③参考例として接続期カリキュラムを提示するという違いが見られた。また育てたい資質・能力などの分類は、国立教育政策研究所や文部科学省が示した「三つの自立」を引用する傾向が強いものの、ほとんどの県では再解釈して名称を設定していたが、その理由については明確に述べられていなかった。また、地域の実態を踏まえた施策に関連して、各県内でこれまで進めてきた研究で用いられてきた分類や名称との関連性についても解説がなされているが、複数の分類や名称を用いることで、非常に複雑化している事例も見られた。

### 1. はじめに

本論文は、各県で保幼小接続に関するカリキュラム作成の指針・手引・ガイドブック（以下：手引きと略記する）が作成されている事実に着目し、各県が文部科学省の調査研究協力者会議報告や国立教育政策研究所から出されている報告や手引きをどのように参照しながら、地域の実態に合わせた手引きを作成しているのかを明らかにするものである。あわせて、各県で示されているカリキュラム案の特徴や課題点についても検討する。

周知のように、幼児期と児童期の教育の連続性は、かねてより教育の課題とされてきた。平成19年の学校教育法改正において、幼稚園教育の目的に「義務教育及びその後の教育の基礎を培う」ことが明記され、続く平成21年度から全面実施された幼稚園教育要領・保育所保育指針においても小学校との連携・接続に関する留意事項が明記された。しかし、現状において全ての園・学校において接続が行われているとは言えず、文部科学省の平成28年度の幼児教育実態調査では、

「交流が充実し、接続を見通した教育課程の編成・実施」もしくは「実施結果を踏まえ、更によりよいものとなるように検討」していると回答した市町村は1740市町村中、431市町村であり、年数回の交流はあるが「接続を見通した教育課程の編成・実施は行われていない」と回答した市町村が1002市町村と大幅に上回っている。

こうした状況を受けて、平成30年度から順次実施されている幼稚園教育要領・保育所保育指針・小学校学習指導要領で（以下：指針・要領と略記する）は、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」や、「スタートカリキュラム」編成時の時間割の弾力化や合科的な指導の在り方が明示されるなど、保幼小の接続を一層推進する動きがみられる。また、文部科学省の調査研究協力者会議である「幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続の在り方に関する調査研究協力者会議」からは、平成22年11月に調査報告が出され、国立教育政策研究所からは、平成27年1月に『スタートカリキュラムブック』、平成30年3月には『発達や学びをつなぐスタートカリキュラム スタートカリキュラム導入・実践の手引き』が出されている。

本研究に関する先行研究について述べると、個別の自治体や学校園の取り組みを対象としている研究と、国内全体の政策や動向を対象としている研究に大別される。前者としては、宮崎大学教育文化学部附属学校園の取り組みに着目した安藤真二らの研究、松江市保幼小接続カリキュラムに着目した赤木信介らの研究、さらには、自治体を示した「モデルカリキュラム」が各学校園でどのようにカリキュラム・マネジメントされているかに着目した田中謙らの研究などがある<sup>[1]</sup>。後者としては、接続期カリキュラムの政策動向のアプローチに2つの側面があることや、今後の学校教育の展望に関しての議論が不十分であったことを指摘した福本真由美の研究や、地方自治体の全国的な取り組みの動向と連携の形成過程を明らかにした一前春子の研究などがある<sup>[2]</sup>。特に、一前の研究では、所管や学校・施設種が異なる学校園の接続には「自治体の積極的な関与」が欠かせないことや、地域の実態に合わせた施策の提案が可能になるなど、自治体の関与の積極的意義が指摘されている。

しかし、一前の研究は、国立教育政策研究所が

スタートカリキュラムに関する手引きを発表する以前に行われたものであり、自治体が発表している手引きとの関係性については検討できていない。さらに、個別の自治体の取組を対象とした研究でも、そうした観点からの研究は十分なされていないとは言えない状況である。

そこで、本研究は、各県が文部科学省の調査研究協力者会議報告や国立教育研究政策所から出されている手引きをどのように参照し、地域の実態に合わせた手引きを作成しているのか、さらには、各県で示されているカリキュラム案の特徴や課題点についても検討する。

一前は、自治体作成の接続期カリキュラムに関して、5つの視点、①カリキュラムの構成、②接続期の時期、③カリキュラムの内容、④カリキュラムの具体化、⑤保護者への支援、からの分析を行った。本研究でもこの分析観点をを用いて各県の特徴と、国のガイドラインとの比較を進めていく。なお、今回は紙幅の関係から分析観点の①、②、および③の一部分に限定して検討結果をまとめることとする。

## 2. 各県作成の接続期カリキュラムに関する冊子

平成30年7月の段階で入手した国立教育政策研究所および東海四県が作成している接続期カリキュラムに関する冊子は、表1、2のとおりである。

東海四県すべてにおいて接続期カリキュラムに関する冊子が確認できた。4県の中でも先駆的な取り組みを行っているのが愛知県であり、平成26年3月に、平成24.25年度の研究内容をまとめた形で、愛知県としての接続期カリキュラムの在り方を提示している。ただし、「アプローチカリキュラム編成の手引き」と目次に示されているように、接続期全体に関する報告ではなく、幼児期側の取組について重点的にまとめられたものである。他の3県は平成30年3月に発行となっているが、静岡県は「試案」としての提示である。同年7月31日までに関係各所からの意見を受けつけて、「平成30年度内に見直しを行い、最終的には冊子」にしたものが保育所、幼稚園、小学校に送付される予定になっている。なお、各県では、さらに市町村などの自治体ごとに接続期カリキュラムに関する手引きを発行している場合があるが、今回は県レベルでの取り組みに着目して検

討を進める。

表 1. 接続期カリキュラムに関する冊子一覧

国・自治体	編纂・編集担当	冊子タイトル	発行年
文部科学省	幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続の在り方に関する調査研究協力者会議	幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続の在り方について（報告）	平成 22 年 11 月
国立教育政策研究所	教育課程研究センター	スタートカリキュラムスタートブック	平成 27 年 1 月
国立教育政策研究所	教育課程研究センター	発達や学びをつなぐスタートカリキュラムスタートカリキュラム導入・実践の手引き	平成 30 年 3 月

表 2. 東海四県で公表されている接続期カリキュラムの手引き一覧

国・自治体	編纂・編集担当	冊子タイトル	発行年
愛知県	愛知県幼児教育研究協議会	小学校教育を見通した幼児期の教育を考える—接続期における教育課程・保育課程の編成に向けて—	平成 26 年 3 月
静岡県	静岡県幼児教育センター	じぶんでできた！いっしょにやろう！～連続性・一貫性のある幼接続期カリキュラムを目指して～	平成 30 年 2 月～3 月にかけて試案公開
岐阜県	岐阜県教育委員会	育ちや学びがつながる・深まる 岐阜県版接続期カリキュラム	平成 30 年 3 月
三重県	三重県教育委員会	三重県保幼小の円滑な接続のための手引き まなびをつなぎ ゆめをはぐくむ	平成 30 年 3 月

### 3. 接続期カリキュラムの構成

各手引きに示された接続期カリキュラムの構成を確認すると、以下のような違いが確認できた。

「○」はカリキュラムあり、「△」はカリキュラムの基本となる子どもの姿や具体的事例のみ、記号なしは全く提示なしとした。

表 3. 接続期カリキュラムの構成

国	愛知県	静岡県	岐阜県	三重県
アプローチ	△	○	○	△
スタート	○	○	○	△

文部科学省及び国立教育政策研究所からは、スタートカリキュラムのモデルカリキュラムが提示されているが、幼保の段階であるアプローチカリキュラムまでを含めた構成にはなっていない。国立教育政策研究所内の幼児教育研究センターでは「接続カリキュラム」に関する研究情報が公開されているが、それらは、先駆的自治体の取組を羅列的に紹介しているものであり、研究所としてアプローチカリキュラムを含めた接続カリキュラムの提示はなされていない。

岐阜県は「岐阜県版接続期カリキュラム」として、幼児期を 5 つの時期に区分、小学校入学 4 週間を最終時期の全 6 つに区分し、時期ごとに「ね

らい」「子どもの姿」「主な活動」などを一覧にしたカリキュラムを提示している。静岡県は接続期を 4 つの「ステージ」に区分し、「全体計画例」を提示している。愛知県と三重県は、カリキュラムの提示ではなく、接続の子どもの姿の連続性を一覧表等で提示している。この子どもの姿を基本として、具体的なカリキュラム作成は、各学校園が担うことになっていく。

### 4. 接続期の時期

各県が「接続期」として設定している時期は、表 4 の通りである。愛知、三重、静岡県の 3 県は、5 歳児後半・10 月あたりから小学校 1 年生の 7 月あたりまでを接続期としている。岐阜県は、5 歳児の 4 月から接続期が始まるとしており、小学校は「小学校入学期」すなわち、4 月までとし、接続の大部分が小学校入学前となっているところが特徴的である。静岡県は接続期の設定は愛知県・三重県と同様であるが、同県はこれをさらに 4 つのステージに分け、各ステージでの「ねらい」を設定している。

各ステージの時期は、第 1 ステージが 5 歳児 10 月～12 月、第 2 ステージが 5 歳児 1 月～3 月、第 3 ステージが小学校 1 年生 4 月、第 4 ステージが小学校 1 年生 5 月～7 月である。

表 4. 接続期の時期

月	保育所・幼稚園・認定こども園 年長児												小学校1年生				
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8
愛知																	
静岡																	
岐阜																	
三重																	

## 5. カリキュラムの内容

カリキュラムの内容全ての比較検討は紙幅の関係で難しいため、今回は、カリキュラム構成において、どのような観点や区分を用いているかの点から比較検討を行う。今回の指針・要領の改訂において大きな変更点である「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」（以下：「10の姿」と略記する）を、接続期カリキュラムにどのように結びつけるかという点も自治体には求められている点である。

平成22年の「幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続の在り方について（報告）」（以下：『報告』と略記する）において、幼児期から児童期にかけての教育において「学びの自立」「生活上の自立」「精神的な自立」の「三つの自立」を養う必要性が明示された。

さらに、平成27年の『スタートカリキュラムスタートブック』（以下：『スタートブック』と略記する）では、「安心」「成長」「自立」の観点から接続期の子どもの姿を捉えており、この「自立」に前述の「三つの自立」が結び付いていくとされている。そして、平成30年の『発達や学びをつなぐスタートカリキュラム スタートカリキュラム導入・実践の手引き』（以下：『導入・実践の手引き』と略記する）では、『スタートブック』でも用いられた以下の類型が引き継がれた<sup>3)</sup>。

- スタートカリキュラムを構成する活動の類型
- 一人一人が安心感をもち、新しい人間関係を築いていくことをねらいとした活動（安心をつくる時間）
  - 合科的・関連的な指導による生活科を中心とした学習活動
  - 教科等を中心とした学習活動

ここで特筆すべき点は、平成22年の『報告』

で明記された「三つの自立」、さらには「安心」「成長」「自立」の観点の両方が『導入・実践の手引き』では、全く触れられていない点である。これまでの検討結果や、新しい指針・要領の内容との関連で整理されたものと考えられる。

### 5.1 愛知県

まず、愛知県は『報告』で示された「三つの自立」を引用しながら、これに繋がる「力」として「生活する力」「かかわる力」「学ぶ力」の「三つの力」を設定している。そして、「三つの力」は、同県が平成25年に策定した「愛知の幼児教育指針」で示した「自らを高める視点から」「社会に役立つ視点から」の区分にも繋がるものであると説明している。愛知県が示した幼児期から児童期にかけて育てたい力の概念図を示すと表5のようになる。

愛知県が独自に設定した「視点から」という2つの区分が初めと終わりに位置づいており、これまでの県内での検討成果を尊重しながら、新しく加えられた「三つの力」や「三つの自立」を位置づけようとしていることが伺える。また、『報告』で参考例として示された「幼児期の終わりまでに育ってほしい幼児の具体的な姿」の12項目が、「三つの力」に分類されている。『報告』では、「規範意識の芽生え」の参考例として、「きまりがあることが分かり、守ろうとする」という姿が示されている。この姿が愛知県の設定した「かかわる力」の具体的な姿の一つに反映されていることから、同県では「幼児期の終わりまでに育ってほしい幼児の具体的な姿」と「三つの自立」を結び付けるために「三つの力」を設定したと考えられる。



ところが、平成30年に示された「接続期のカリキュラム例」では、次のように「子ども像」の説

表7. 平成30年3月の時点でのキーワード

知識・技能の基礎 (主に生活上の自立)	集団生活を送る上で必要な生活上のマナーやきまり、技能を身に付け、自分のことは自分でできるようにする。
思考力・判断力・表現力等の基礎 (主に学びの自立)	よりよい活動になるように、対象となる「人・物・こと」に主体的にかかわり、自ら判断して、行動する。
学びに向かう力・人間性等 (主に精神的な自立)	できたこと、分ったこと、役にたったことなどを実感し、自分の成長を認め、次の活動や体験への意欲をもつ。

ここで例として示した「子ども像」は、平成28年の時点で独自に設定した「子ども像」の中で、保育者と教員が特に課題として意識している項目を踏まえて作成したと説明されている。指針・要領の改訂に伴い新たに提示された「知識・技能の基礎」「思考力・判断力・表現力等の基礎」「学びに向かう力・人間性等」の「三つの柱」に「三つの自立」を結び付けることで、これまでの県内での研究成果を反映させようとしていることが伺える。この「三つの柱」を基に、各時

期の子どもの姿や学習内容が分類されるが、さらに、それらは前述したように4つのステージで区切られ、小学校入学前までは、各項目が5領域および「10の姿」のいずれに該当するか、小学校入学以降は、第3ステージでは「10の姿」と「三つの活動」(せいかつタイム・なかよしタイム・まなびタイム)、第4ステージでは「10の姿」と教科のいずれに該当するかも明記されている。

表8. 静岡県で例示された全体計画の区分け

	第1ステージ	第2ステージ	第3ステージ	第4ステージ
知識・技能の基礎	5領域		10の姿	教科
思考力・判断力・表現力の基礎			三つの活動	
学びに向かう人間性等				

(筆者作成)

接続期での学びの内容や成長の姿を12のブロックに区分けするだけでなく、それらが、五領域や「10の姿」のいずれに該当するかといった分類まで行うことで指針や要領との関係性を明確にしようとしている点は特徴と言えるが、各校での作成となった場合、ここまでの詳細な項目分けを必須とするかが課題になることが推察される。また、保育者・教員は、こうした分類を理解し念頭に置きながらカリキュラムを検討し実践へ移行させていくべきではあるが、接続

期全体の計画、アプローチカリキュラム、スタートカリキュラムを巧みに関連させながら各計画に記載する内容整理の部分でも、今後各地域での検討が必要になると考えられる。

### 5.3 岐阜県

岐阜県は『報告』の内容を踏まえたうえで『「三つの自立」につながる育成すべき力を『三つの力』』として、「学びの自立」につながる「自ら学ぶ力」、「精神的な自立」につながる

「人と関わる力」、「生活上の自立」につながる「生活する力」を設定した。これら「三つの力」は「幼児期の教育から小学校教育までをつなぎ、貫く力」であると解説されている<sup>14)</sup>。そして、「三つの力」と「10の姿」を表9のように整理している。

表9. 岐阜県の「三つの力」と「10の姿」の関連

自ら学ぶ力	思考力の芽生え／言葉による伝え合い／数量・図形、標識や文字などへの関心・感覚／豊かな感性と表現
人と関わる力	道徳性・規範意識の芽生え／協同性／自立心
生活する力	健康な心と体／社会生活との関わり／自然との関わり・生命尊重

そして、岐阜県が接続期とした5歳児4月～小学校入学4週目までを6つに区分し(4～5月, 6～8月, 9～11月, 12～1月, 2～3月, 入学～4週間)、「三つの力」に関連した「育ちと学び」を分類している。接続期カリキュラムとは別に紹介されている具体的な実践事例では、その活動と「10の姿」との関連性が示されているが、接続期カリキュラムでは、各項目と「10の姿」との関連性までは明示されていない。

そして、スタートカリキュラムの作成については、国立教育政策研究所の『スタートブック』を「参考」にして各校で作成すること、学習を「ゆったりタイム」「なかよしタイム」「わくわくタイム」「ぐんぐんタイム」の4類型として立案するとされている。この4類型は国立教育政策研究所の提示した類型を活用したものであり、「なかよしタイム」が「安心をつくる時間」、「わくわくタイム」が「生活科を中心とした学習活動」、「ぐんぐんタイム」が「教科等を中心とした学習活動」に該当する。「ゆったりタイム」は「始業まで思い思いのやり方で過ごす自由な時間」を指すものであり国立教育政策研究所の類型では、「安心を作る時間」に含まれるが、岐阜県では、始業前後で異なる「タイム」として類型することになっている。また、これらの学習類型は単元配列や週案検討で活用されるものであり、接続期カリキュラムでは単元内容は示されていない点は、静岡県とは異なる見解である。

#### 5.4 三重県

三重県では、「三つの自立」は引用せず、県独自で「接続期に育みたい子どもの姿」を設定している。これは「小学校入学時、子どもたちの生活・学びに問題が生じやすく、円滑な接続を意識した保育・教育活動、指導を行う必要がある事柄」と「小学校以降の生活・学びを円滑に行っていくために、小学校1年生7月頃までに身に付けておきたい事柄」をまとめたものである。同県の手引きでは以下のように3つの柱を設定し、具体的な姿を提示している<sup>15)</sup>。

具体的な姿として示された項目は「10の姿」と関連していることが明らかであるが、なぜ「10の姿」を換言したのかについては解説されていない。

表10. 三重県「接続期に育みたい子どもの姿」

自立の芽生え	<ul style="list-style-type: none"> <li>・健康で安全な生活を送る</li> <li>・自分のことは自分でする</li> <li>・人とかかわる</li> </ul>
まなぶ力	<ul style="list-style-type: none"> <li>・好奇心や探求心をもってものとかかわる</li> <li>・文字や数字に興味をもつ</li> <li>・感じたこと考えたことを表現する</li> </ul>
豊かな心	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自己肯定感ややり抜く力を高める</li> <li>・友だちと協同して取り組む</li> <li>・命を大切にす</li> <li>・善悪を判断し、約束を守る</li> </ul>

また、同県ではこうした子どもの姿の理解と接続期カリキュラムは異なるものとして位置づけようとしている。同県の手引きには「幼稚園等と小学校の教職員間で共有した『接続期に育みたい子どもの姿』を意識しながらカリキュラム等を作成」するように明記されており<sup>16)</sup>、項目ごとに「保育・教育活動、指導の工夫例」が提示されている。さらに、国立教育政策研究所の『スタートブック』や、同研究所のホームページに掲載されている幼児教育における接続期に関する実践例を参考にするようとの紹介もなされている。

#### 6. おわりに

ここまで主に各県別に内容を検討してきたた

め、最後に全体を統括し考察結果を示すこととしたい。

接続期の期間設定は、岐阜県以外は共通した期間を接続期としており、岐阜県のみが5歳児4月～小学校入学4週目までとしており、幼児期での実践に比重が置かれていた。

次に、接続期カリキュラムについては、国立教育政策研究所が接続期全体を含めたカリキュラムを提示していないため、各県の動向は①接続期の子ども姿や実践具体例のみを提示、②県のスタンダードとして接続期カリキュラムを

提示、③参考例として接続期カリキュラムを提示に分けられた。

また、各県では文部科学省及び国立教育政策研究所の報告内容を非常に重要視していることが明らかになった。特に文部科学省の『報告』で提示された「三つの自立」を三重県以外の3県は非常に重要視していた。しかし、この観点をそのまま用いることなく、県独自に再解釈をして、接続期に育てたい力の名称を設定している点が特徴と言えよう。各県の設定状況を改めて一覧にすると表11のようになる。

表11. 各県の「三つの自立」の参照状況一覧

三つの自立	愛知県	静岡県	岐阜県	三重県
学びの自立	学ぶ力	思考力・判断力・表現力等の基礎	自ら学ぶ力	県独自に設定 ・自立の芽生え ・学ぶ力 ・豊かな心
生活上の自立	生活する力	知識・技能の発達	生活する力	
精神的な自立	かかわる力	学びに向かう力・人間性等	人と関わる力	

前述したように、国立教育政策研究所が平成30年に発行した『導入・実践の手引き』では、「三つの自立」は用いられなかったが、平成27年発行の『スタートブック』では、「三つの自立」につながる経験を幼児期にしていることが記されている。そのため、平成26年に手引きを発行した愛知県だけでなく、静岡県・岐阜県でも「三つの自立」が重要視されたと考えられる。しかし、なぜ各県が換言という方針を取ったのかについては手引きには理由が明記されておらず、今後検討を進める必要がある。『報告』では、「三つの自立」を「幼児期から児童期にかけての教育において」養うと説明されているため、「三つの自立」という類型を用いて『報告』で示された「幼児期の終わりまでに育てほしい幼児の具体的な姿」や「10の姿」を関連させて示すことは可能であった。しかし、愛知県に見られたように、これらの姿と「三つの自立」を結び付けるために「三つの力」を設定するという解釈に至った理由は、各県ともに手引きではきちんと明示されていない。

各自治体が接続期に関する手引きを作成することは、地域の実態を踏まえた施策の提案が可能になる利点が挙げられているが、今回分析した①カリキュラムの構成、②接続期の時期、③

カリキュラムの内容の区分の点では、カリキュラムの構成に最も違いが生じていたと言えよう。ただし、これは地域の実態を踏まえての相違点ではなく、国立教育政策研究所がアプローチカリキュラムの部分のモデルカリキュラムを示していないことで、各自治体で独自に検討を進めることが求められた結果であると言える。

また、愛知県・静岡県の手引きで確認できたように、自治体で独自に研究を進めている場合、その研究成果において用いられた分類や観点と、国立教育政策研究所が提示した内容の関連性も考慮することが必要とされている。この場合、複数の分類や名称が並列して用いられているため、内容整理のための区分が、複雑化の要因になっている状況も伺えた。

今後の検討課題としては、カリキュラムの内容に関して、接続期の学びや育てたい姿として、具体的にどのような事柄が示されているのか、参考例としてどのような計画案や検討スケジュールが示されているのかについて挙げられる。

## 引用文献

[1]安藤真二ほか、「かかわる力」を育成する幼小中一貫教育の活動とその特質（その1）—

宮崎大学教育文化学部附属学校園の取組①「かわる力」の目標系統表とその成立経緯を中心に―，宮崎大学教育文化学部附属教育協働開発センター研究紀要，2016，(24)．赤木信介ほか，“就学前教育と小学校の接続・連携に関する調査研究―「松江市保幼小接続カリキュラム」の検討を通して―”，東京学芸大学紀要 総合教育科学系II，2016，67．田中謙ほか，“先駆的自治体における接続期カリキュラム政策―「モデルカリキュラム」の開発と各学校園でのカリキュラム・マネジメントとの関係性に焦点を当てて―”，山梨県立大学人間福祉学部紀要，2018，Vol.13．

[2]福本真由美，“幼小接続カリキュラムの動向と課題―教育政策における2つのアプローチ

―”，教育学研究，2014，81(4)．一前春子，“保幼小連携体制の形成過程”，風間書房，2017．

[3]国立教育政策研究所教育課程研究センター，“発達や学びをつなぐスタートカリキュラム スタートカリキュラム導入・実践の手引き”，2018年，p.20．

[4]岐阜県教育委員会，“育ちや学びがつながる・深まる 岐阜県版接続期カリキュラム”，2018，p.7．

[5]三重県教育委員会，“三重県保幼小の円滑な接続のための手引き まなびをつなぎ ゆめをはぐくむ”，2018，p.5-6．

[6]同上，p.9．

(受付日：2018年8月29日，受理日：2018年10月4日)

**杉山 実加 (すぎやま みか)**

現職：名古屋女子大学短期大学部 保育学科 講師